

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日に、
休日は、
がと日、
がと日、
当日の翌日に)

目 次

◇規 則 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則（児童家庭課）

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則（健康対策課）

◇告 示 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正（シ）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則

一 目的（第一条関係）

この規則は、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国（以下「こどもの国」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とするものとする。

二 開園時間（第一条関係）

1 こどもの国の開園時間は、次のとおりとすることとした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができることとした。

(一) キャンプ場以外の施設 午前九時から午後五時まで

(二) キャンプ場 終日

2 知事は、開園時間を変更するとき、あらかじめその旨をこどもの国に掲示しなければならないこととした。

三 休園日（第三条関係）

1 こどもの国の休園日は、次のとおりとすることとした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は休園日に開園することができることとした。

(一) 毎月の第三水曜日（その日が休日にあたる場合は、その直後の休日でない日）

(二) 一月一日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日

2 臨時に休園し、又は休園日に開園する場合は、二の2と同様の措置を講ずることとした。

四 利用の申込み（第四条関係）

1 こどもの国の利用許可を受けようとする者は、次の方法により知事に申し込まなければならないこととした。

(一) 入園しようとする者 知事が別に定める方法

(二) キャンプ場を利用しようとする者 申込書の提出

2 1の(二)の申込書の提出は、施設を利用しようとする日の一年前から七日前までに行わなければならないこととした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

五 入園券又は許可書の交付（第五条関係）

知事は、利用許可をしたときは、四の1の(一)に掲げる者に対しては入園券を、四の1の(二)に掲げる者に対しては許可書を交付することとした。

六 利用許可の変更（第六条関係）

利用許可を受けた者（四の1の(二)に掲げる者に限る。以下「キャンプ場利用者」という。）は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならないこととした。

七 利用の辞退の届出(第七条関係)

キャンプ場利用者は、施設の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ届出書を知事に提出しなければならないこととした。

八 利用の終了の届出(第八条関係)

キャンプ場利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならないこととした。

九 施設設備の損傷等の届出(第九条関係)

こどもの国の施設設備を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならないこととした。

十 利用料金の減免(第十条関係)

利用料金の減免を行うことができる場合は、次のとおりとすることとした。

1 児童が休日等に利用するとき。 キャンプ場利用料の免除

2 中学校又は高等学校の生徒が休日等に利用するとき。 入園料及びキャンプ場利用料の免除

3 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者が当該障害者の健康の保持及び増進を図るために利用するとき。 入園料の免除

4 七十歳以上の者が利用するとき。 入園料の免除

5 その他特に必要があると認められるとき。 入園料の免除又は知事が別に定める額への減額

十一 雑則(第十一条関係)

この規則に定めるもののほか、こどもの国の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

十二 施行期日等

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

2 宿泊施設及び大ホールが利用できる間の特例を定めることとした。

◇保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

一 市町村その他の団体が実施するBCG経皮接種について、減額して徴収する使用料の額を一人一回につき四百四十八円(現行 四百四十二円)に引き上げることとした。

二 この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十三号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(平成十年十月鳥取県条例第十九号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国(以下「こどもの国」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開園時間)

第二条 こどもの国の開園時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があ

ると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

一 キャンプ場以外の施設 午前九時から午後五時まで

二 キャンプ場 終日

2 知事は、前項ただし書の規定により開園時間を変更するときは、あらかじめその旨をこどもの国に掲示しなければならない。

(休園日)

第三条 こどもの国の休園日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は休園日に開園することができる。

一 毎月の第三水曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日をいう。以下同じ。))に当たるときは、その直後の休日でない日)

二 一月一日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日

2 前条第二項の規定は、前項ただし書の規定により臨時に休園し、又は休園日に開園する場合に準用する。

(利用の申込み)

第四条 条例第三条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により知事に申し込まなければならない。

一 入園しようとする者 知事が別に定める方法

二 キャンプ場を利用しようとする者 様式第一号による申込書の提出

2 前項第二号の申込書の提出は、施設を利用しようとする日(当該利用が二日以上にわたる場合は、その初日)の一年前から七日前までに行わなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入園券又は許可書の交付)

第五条 知事は、利用許可をしたときは、前条第一項第一号に掲げる者に対しては知事が別に定める入園券を、同項第二号に掲げる者に対しては様式第二号による許可書を交付するものとする。

(利用許可の変更)

第六条 利用許可を受けた者(第四条第一項第二号に掲げる者に限る。以下「キャンプ場利用者」という。)は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第三号による申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第七条 キャンプ場利用者は、当該利用許可に係る施設の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第四号による届出書を知事に提出しなければならない。

(利用の終了の届出)

第八条 キャンプ場利用者は、当該利用許可に係る施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(施設設備の損傷等の届出)

第九条 こどもの国の施設設備を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第十条 条例第九条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところにより行う。

一 児童が休日等(休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。)に利用するとき。

キャンプ場利用料の免除

二 中学校又は高等学校の生徒が休日等に利用するとき。 入園料及びキャンプ場利用料の免除

三 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者が当該障害者の健康の保持及び増進を図るために利用するとき。 入園料の免除

四 七十歳以上の者が利用するとき。 入園料の免除

五 その他特に必要があると認められるとき。 入園料の免除又は知事が別に定める額への減額

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、こどもの国の管理に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 条例附則第二項に規定する間におけるこどもの国の開園時間及び利用の申込みについては、第二条第一項中「キャンプ場」とあるのは「キャンプ場及び宿泊施設」と、第四条中「キャンプ場」とあるのは「キャンプ場、宿泊施設又は大ホール」とする。

様式第1号 (第4条関係)

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国利用申込書

職 氏 名 様

年 月 日

郵便番号
住 所
申 込 者
氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり鳥取県立鳥取砂丘こどもの国を利用したいので、申し込みます。

利用目的							
利用施設							
利用期間	年	月	日	時	分	秒	から
利用人員	内	訳	男	女	計		
			幼児	人	人	人	人
			児童又は中学校の生徒	人	人	人	人
			高等学校の生徒、学生又は一般人	人	人	人	人
設備利用の有無	有 () . 無						
利用責任者	(住 所) (氏 名) (電話番号)						
備 考							

様式第2号 (第5条関係)

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国利用許可書

第 号

住所 様
氏名 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

職 氏 名

印

年 月 日付けで申込みのあつた鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用について、次のとおり許可します。

利用目的					
利用施設					
利用期間	年 月 年	月 月 日	日 日	時 時	分から 分まで
利用人員	内	訳	男	女	計
	幼児		人	人	人
	児童又は中学校の生徒		人	人	人
設備利用の有無	高等学校の生徒、学生又は一般人		人	人	人
	有 ()		無		
利用責任者	(氏 名)				
利用料金	円 (設備利用料は含まない。)				
許可の条件					

様式第3号 (第6条関係)

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国利用許可変更申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住所 様
氏名

申込者

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用許可事項を変更したいので、次のとおり申し込みます。

許可年月日及び番号	年 月 日	第 号	変更の有無
利用目的			
利用施設			
利用期間	年 月 年	月 月 日	日 日
利用人員	内	訳	男
	幼児		人
	児童又は中学校の生徒		人
設備利用の有無	高等学校の生徒、学生又は一般人		人
	有 ()		無
利用責任者	(住 所) (氏 名) (電話番号)		

注 1 全項目について変更後の内容を記入するとともに、変更する項目については「変更の有無」欄に「有」と記入すること。
2 添付書類 変更に係る利用許可書

様式第4号 (第7条関係)

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国利用辞退届出書

職 氏 名 様 年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
利用施設		
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
辞退の理由		

注 添付書類 辞退に係る利用許可書

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十四号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「四百四十二円」を「四百四十八円」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百二十八号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号(保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について)の一部を次のように改正し、平成十一年四月一日から施行する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号中「二百十一円」を「二百十八円」に改める。